

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年11月8日(2023.11.8)

【公開番号】特開2022-42397(P2022-42397A)

【公開日】令和4年3月14日(2022.3.14)

【年通号数】公開公報(特許)2022-045

【出願番号】特願2020-147813(P2020-147813)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 304 D

A 63 F 7/02 326 Z

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月27日(2023.10.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1演出に関わる第1電気部品と、
第2演出に関わる第2電気部品と、
第1基板と、
を有し、

前記第1基板には、
外部の基板から入力された所定レベルの電源電圧を、第1電源電圧として前記第1電気部品に供給する第1電源ラインと、

前記電源電圧を、第2電源電圧として前記第2電気部品に供給する第2電源ラインと、
が形成され、

前記第1電源ラインと前記第2電源ラインは保護回路を介して接続されており、
前記第1電源電圧と前記第2電源電圧のうちの一方の電源電圧のみが、前記第1基板から第2基板に出力され、

前記第2基板では、前記第1基板から供給された前記一方の電源電圧を、保護回路を介して接続された複数の電源ラインに供給し、

前記第2基板における前記複数の電源ラインの1つは発光素子の駆動のための電源ラインである

遊技機。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明の遊技機は、第1演出に関わる第1電気部品と、第2演出に関わる第2電気部品と、第1基板と、を有し、前記第1基板には、外部の基板から入力された所定レベルの電源電圧を、第1電源電圧として前記第1電気部品に供給する第1電源ラインと、前記電源電圧を、第2電源電圧として前記第2電気部品に供給する第2電源ラインと、が形成され

50

、前記第1電源ラインと前記第2電源ラインは保護回路を介して接続されており、前記第1電源電圧と前記第2電源電圧のうちの一方の電源電圧のみが、前記第1基板から第2基板に出力され、前記第2基板では、前記第1基板から供給された前記一方の電源電圧を、保護回路を介して接続された複数の電源ラインに供給し、前記第2基板における前記複数の電源ラインの1つは発光素子の駆動のための電源ラインである。

また遊技機は、複数の発光素子と、演出制御信号に基づいて前記複数の発光素子を発光駆動する発光駆動部と、を有する第1基板を備え、前記発光駆動部は方形状のチップ部品であって、第1辺に前記演出制御信号に含まれる発光駆動データ及びクロック信号の入力端子が形成され、第2辺、第3辺、第4辺に前記発光素子の駆動信号の出力端子が形成されており、前記第1基板では、前記第1基板における前記発光駆動部の周囲の領域を、前記第1辺に対向する第1領域と、前記第2辺、前記第3辺、前記第4辺に対向する第2領域に分けたときに、前記複数の発光素子のうちで前記駆動信号の出力端子に配線を介して直接接続される全ての発光素子における、前記駆動信号の出力端子と接続される側の端子が、前記第2領域に配置された状態となるように、前記発光駆動部の配置位置及び向きが設定されていてもよい。

前記第1領域は、前記第1辺の一端から前記第1辺の正面側に伸ばした前記第1辺に垂直な第1仮想線と、前記第1辺の他端から前記第1辺の正面側に伸ばした前記第1辺に垂直な第2仮想線と、を想定した場合に、前記第1仮想線と前記第2仮想線の間となる領域であることが考えられる。

前記第1領域は、前記第1辺の一端から、前記第1辺を形成する直線を延長させ、かつ前記一端からの延長部分を前記第1辺の正面側に約45度折り曲げた第1仮想線と、前記第1辺の他端から、前記第1辺を形成する直線を延長させ、かつ前記他端からの延長部分を前記第1辺の正面側に約45度折り曲げた第2仮想線と、を想定した場合に、前記第1仮想線と前記第2仮想線の間となる領域であることが考えられる。

また前記第1領域は、前記第1辺を含む仮想線よりも前記第1辺の正面側となる領域であることが考えられる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また扉6の上部の両側と発射操作ハンドル15の上側とには、音響により音演出効果(効果音)を発揮するスピーカ46が設けられている。図1では扉6の上部の2つのスピーカ46のみを示している。

複数のスピーカ46により、演出に関する音などについて、いわゆるステレオ音響再生や、より多チャネルの音響再生を行うことができるよう正在されている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0434

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0434】

コネクタCN4Qは、位置検出スイッチ831(図58参照)に接続される。

第1ピンは12V直流電圧(DC12VB)、第2ピンはグランドの端子とされる。第2ピンは、接続された位置検出スイッチからのセンス信号SENSv7の入力端子となる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0497

【補正方法】変更

10

20

30

40

50

【補正の内容】**【0497】**

図46に示したように盤裏下中継基板800のコネクタCN1Q(及び伝送線路H30)は、12V直流電圧(DC12VB)について2本の線路を用いており、一方、コネクタCN3Q(及び伝送線路H31)は、12V直流電圧(DC12VB)について6本の線路を用いている。

下流側での伝送線路H31の方が、上流側の伝送線路H30よりも12V直流電圧(DC12VB)用いる線路数を多くしていることで、下流側のコネクタを小型化したい場合に有利な構成となる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0501

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0501】**

以上から、下流側のコネクタCN3Qが小型化されていることがわかる。

即ち、コネクタCN3Q及び伝送線路H31で、12V直流電圧(DC12VB)について6ピン、6線路を用いていることにより1つのピンに対する電流負担を軽減させ、上記のように小型で定格電流の小さいコネクタCN3Qの採用を可能としている。小型のコネクタを採用できることで、盤裏下中継基板800において、基板上のレイアウト余裕の拡大、設計の自由度の向上、或いは基板の小型化に有効となる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0519

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0519】**

第2基板である盤裏下中継基板800のコネクタCN3Qは、上述の図53のように小型のものを用いている。このため、装飾基板820のコネクタCN1Sも同様に図53のコネクタとなる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0521

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0521】**

また、コネクタCN1Sは基板上で高さのある部品となるが、コネクタCN1Sとして比較的低いものを採用できる。可動物の場合、なるべく高さがない基板を用いることが望ましい。可動時の妨げとなることを防止したいという要請や、なるべく可動物内部に配置したいなどの事情による。このため高さのサイズS3が低いコネクタであることが有効となる。またこの意味では、図53のようなサイド型のコネクタの方が、トップ型よりも望ましいことにもなる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0526

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0526】**

但し、フレキシブルケーブルの場合、1本の線路に流せる電流が少ない。

そこで、盤裏下中継基板800において伝送線路H30からコネクタCN1Qにより2

10

20

30

40

50

本の線路により受けた 12V 直流電圧 (DC 12VB) を、コネクタ CN 3Q 及び伝送線路 H 31 では、6 本の線路を用いて装飾基板 820 に供給している。これによりフレキシブルケーブルを用いても十分な電力供給を行い、装飾基板 820 において適切な LED 発光を実現する。

また、装飾基板 740 において伝送線路 H 22 からコネクタ CN 1L により 2 本の線路により受けた 12V 直流電圧 (DC 12VB) を、コネクタ CN 4L 及び伝送線路 H 23 では、3 本の線路を用いて中継基板 760 に供給している。また同じくコネクタ CN 1L により 1 本の線路により受けた 5V 直流電圧 (DC 5V) を、コネクタ CN 4L 及び伝送線路 H 23 では、3 本の線路を用いて中継基板 760 に供給している。これによりフレキシブルケーブルを用いても中継基板 760 以降に十分な電力供給を行っている。

なお図 43、図 44 からわかるように、伝送線路 H 23 では、クロック信号 CLK_C、データ信号 DATA_C は 1 本の線路で传送している。つまりフレキシブルケーブルを用いる場合、電源供給は通常のハーネスと比べて線路数を多くするが、クロックや制御データの信号は 1 本で行うようにしている。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0539

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0539】

この（構成 C1）の場合、次のように対応する例（具体例 3）が想定される。

（具体例 3）

- ・第 1 基板：枠 LED 中継基板 840
- ・第 2 基板：内枠 LED 中継基板 400
- ・第 3 基板：前枠 LED 接続基板 500
- ・第 1 伝送線路：伝送線路 H 7
- ・第 2 伝送線路：伝送線路 H 8
- ・第 1 コネクタ：コネクタ CN 1B
- ・第 2 コネクタ：コネクタ CN 2B

【手続補正 11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0540

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0540】

この場合のコネクタ CN 1B、CN 2B については図 49、図 50 に示し、その仕様についても上述したとおりであり、異なる種類のものが用いられている。特に下流側を接続するコネクタ CN 2B は上流側を接続するコネクタ CN 1B よりも小型としている。

即ち、上流から下流にかけて電気的に接続される枠 LED 中継基板 840、内枠 LED 中継基板 400、前枠 LED 接続基板 500 において、内枠 LED 中継基板 400 では上流側のコネクタ CN 1B と下流側のコネクタ CN 2B の種類が異なることで、下流側の基板の小型化も実現でき、下流側での基板等の部品配置に有利となる。

【手続補正 12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0565

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0565】

扉 6 の左下に配置される前枠 LED 接続基板 500 のコネクタ CN 3C に接続された伝送線路 H 9 としてのハーネスは、扉 6 の左サイドに沿って上方に向かい、上端部近傍で右

10

20

30

40

50

に向けられて中継基板 550 のコネクタ C N 1 D に達する経路とされる。

中継基板 550 のコネクタ C N 2 D に接続された伝送線路 H 1 0 としてのハーネスは扉 6 の上端部から右上角部に沿ってサイドユニット 10 に取り付けられたサイドユニット右上 L E D 基板 600 のコネクタ C N 1 E に達する経路とされる。

サイドユニット右上 L E D 基板 600 のコネクタ C N 2 E に接続された伝送線路 H 1 2 としてのハーネスは伝送線路 H 1 0 の経路を戻るように進んでサイドユニット上 L E D 基板 630 のコネクタ C N 1 T に達する経路とされる。

【手続補正 1 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 5 7 1

10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 5 7 1】

中継基板 550 から信号が伝送されるサイドユニット右上 L E D 基板 600 は、サイドユニット 10 内の各基板の最上流となる。例えば下流にサイドユニット上 L E D 基板 630 やサイドユニット右下 L E D 基板 620 が存在する。

さらにサイドユニット右上 L E D 基板 600 には、上述のコネクタ C N 4 E に接続されるサイドユニット右上可動物モータ 104、コネクタ C N 5 E に接続されるサイドユニット右上可動物ソレノイド 105、コネクタ C N 6 E に接続されるプロア 106、コネクタ C N 7 E に接続されるサイドユニットデバイス 101 におけるセンサなどがある。

20

【手続補正 1 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 6 1 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 6 1 5】

これは、第 2 基板であるサイドユニット右上 L E D 基板 600（もしくはサイドユニット上 L E D 基板 630 以外の下流の基板）がモータドライバを有し、一方、第 3 基板であるサイドユニット上 L E D 基板 630 はモータドライバを有していないことを意味する。

モータ駆動には比較的大電流を用いる。また 3 相駆動、4 相駆動などのモータ駆動の事情により線路数も多く必要になる。もしサイドユニット上 L E D 基板 630 がモータドライバを搭載するものであったり、或いは個々のモータを中継する基板であったりすると、伝送線路 H 1 2 において 12V 直流電圧（D C 1 2 V B）の伝送に用いる線路数が多く必要になる。

30

本例の場合、サイドユニット上 L E D 基板 630 に対してモータ駆動制御の信号を伝送しない。つまりサイドユニット上 L E D 基板 630 にモータ駆動の機能を持たせない。これによりサイドユニット上 L E D 基板 630 における回路の簡易化やコネクタの小型化を実現し、最下流で比較的前に配置されるサイドユニット上 L E D 基板 630 の小型化を促進できるようにしている。

【手続補正 1 5】

40

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 6 6 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 6 6 1】

また実施の形態の遊技機 1 は、上記の（構成 G 2 - 1 ）又は（構成 G 2 - 2 ）に加えて、次の（構成 G 2 - 3 ）を有する。

（構成 G 2 - 3 ）

前記保護回路は、前記第 2 電源ラインから前記第 1 電源ラインへの逆電流防止のためのダイオードを用いた保護回路である。

50

【手続補正 1 6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0 7 9 5**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0 7 9 5】**

バッファ回路 5 0 4 はコネクタ C N 1 C から出力する信号のバッファ処理を行うものであり（図 1 6 参照）、コネクタ C N 1 C の近傍に配置されている。

モータドライバ 5 1 0 、 5 1 1 、 電源分離 / 保護回路 5 2 1 は方形範囲の図面左上方部分に配置されている。

S / P 変換回路として用いられる L E D ドライバ 5 0 9 は図面右上方部分に配置されている。

【手続補正 1 7】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0 8 4 2**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0 8 4 2】**

なお「配線」とは、プリントパターン、ベタパターン、スルーホール、ビア、ジャンパー線材、特定の導体部分など、基板上の部品間を電気的に接続するものをいう。

そして、スピーカ駆動信号を入力側コネクタから配線のみを介して出力側のコネクタに供給する、ということはスピーカ駆動信号が、前枠 L E D 接続基板 5 0 0 上で、例えばバッファ回路 5 0 1 , 5 0 4 , 5 0 2 , 5 0 3 , 5 1 2 、 L E D ドライバ 5 0 9 , モータドライバ 5 1 0 、 5 1 1 等や、抵抗、コンデンサ等の電子回路部品を介さないで入力側コネクタから出力側のコネクタに供給されるという意味である。

つまりスピーカ駆動信号を入力側コネクタから配線を除く電子回路部品でなんらかの処理（もちろん配線の抵抗成分や容量成分による作用は除く）をすることなく出力側のコネクタに供給して基板外部のスピーカに出力する構成ともいえる。

【手続補正 1 8】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0 8 5 9**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0 8 5 9】****[6 . 1 3 パターン構成]**

実施の形態の遊技機 1 は次の（構成 N 1 - 1 ）を有する。

（構成 N 1 - 1 ）

遊技機 1 は、表面を形成する表面層と、裏面を形成する裏面層と、前記表面層と前記裏面層の間に形成される 1 又は複数の内層と、を有する複数層構造とされた第 1 基板を有し、前記内層の少なくとも 1 つは、前記表面層又は前記裏面層と比較して、基板端部に近い位置まで導電体パターンが形成されている。

【手続補正 1 9】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0 8 6 2**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0 8 6 2】**

これに対して図 6 8 に示す第 1 内層では、上端部 U P 及び左端部 L S の近辺は、表面層と裏面層における斜線部に相当する領域にまで進入するようパターン形成されている。

また図 6 9 に示す第 2 内層では、上端部 U P 、左端部 L S 、右端部 R S の近辺は、表面

10

20

30

40

50

層と裏面層における斜線部に相当する領域にまで進入するようにパターン形成されている。

つまり第1内層、第2内層は、表面層や裏面層と比較して、基板端部に近い位置まで導電体パターンが形成されている。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0990

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0990】

10

また実施の形態の遊技機1は、上記の（構成P4-1）に加えて、次の（構成P4-2）を有する。

（構成P4-2）

前記第1基板では、第1距離dE1：第2距離dE3=6：4から4：6となるように、前記発光駆動部と前記複数の発光素子が配置されている。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0991

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【0991】

この場合の第1距離dE1と第2距離dE3の相対関係を図78Bに示した。

第1距離dE1+第2距離dE3としての値を図示する全長としたときに、図78Bは、第1距離dE1が、（dE1+dE3）の値の40%の長さの場合と、60%の長さの場合を示している。

第1距離dE1と第2距離dE3の長さの関係が、この範囲内であるとすることが、第1距離dE1：第2距離dE3=6：4から4：6の範囲内になるということである。

【手続補正22】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図5

30

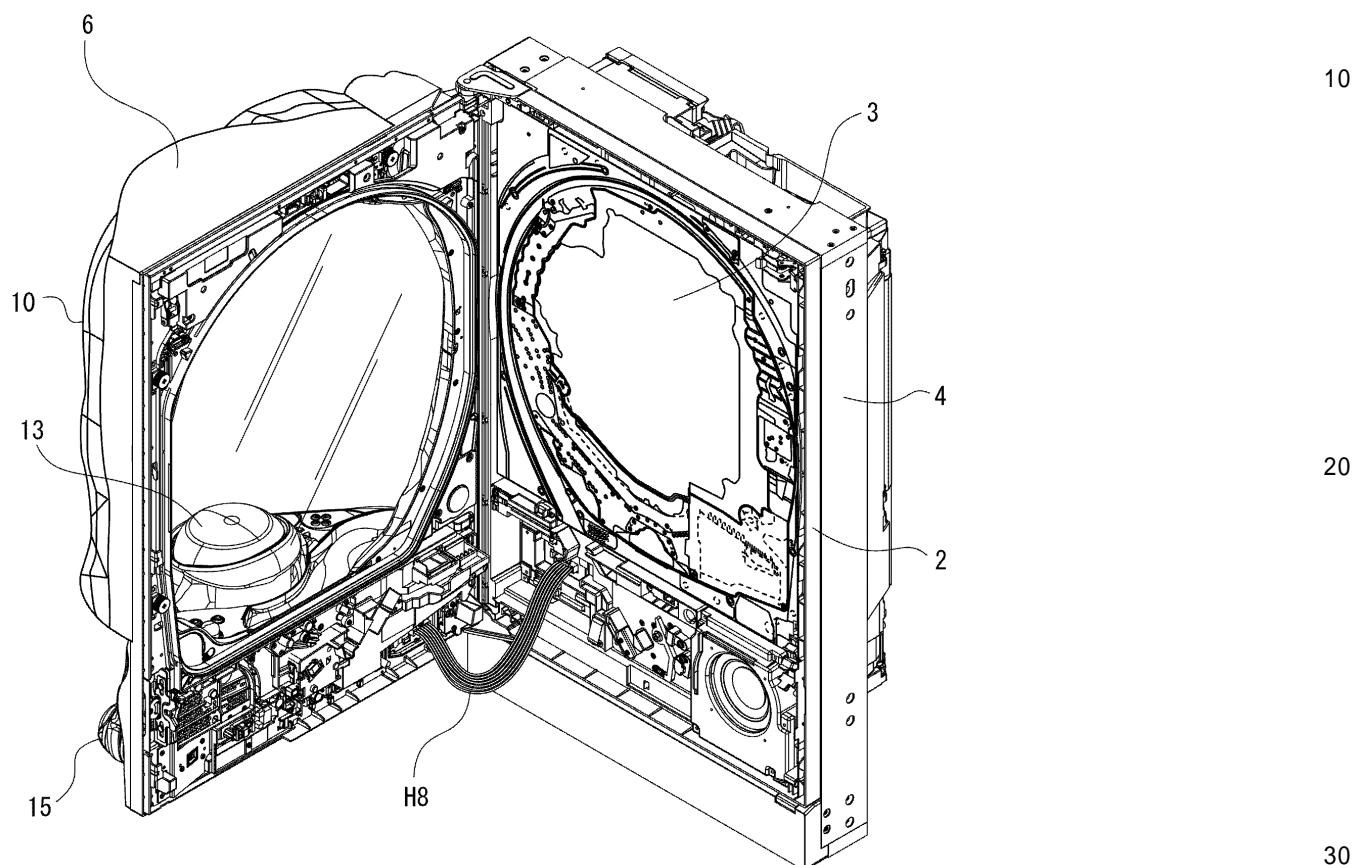
【補正方法】変更

【補正の内容】

40

50

【図5】



10

20

30

40

【手続補正23】

【補正対象書類名】図面

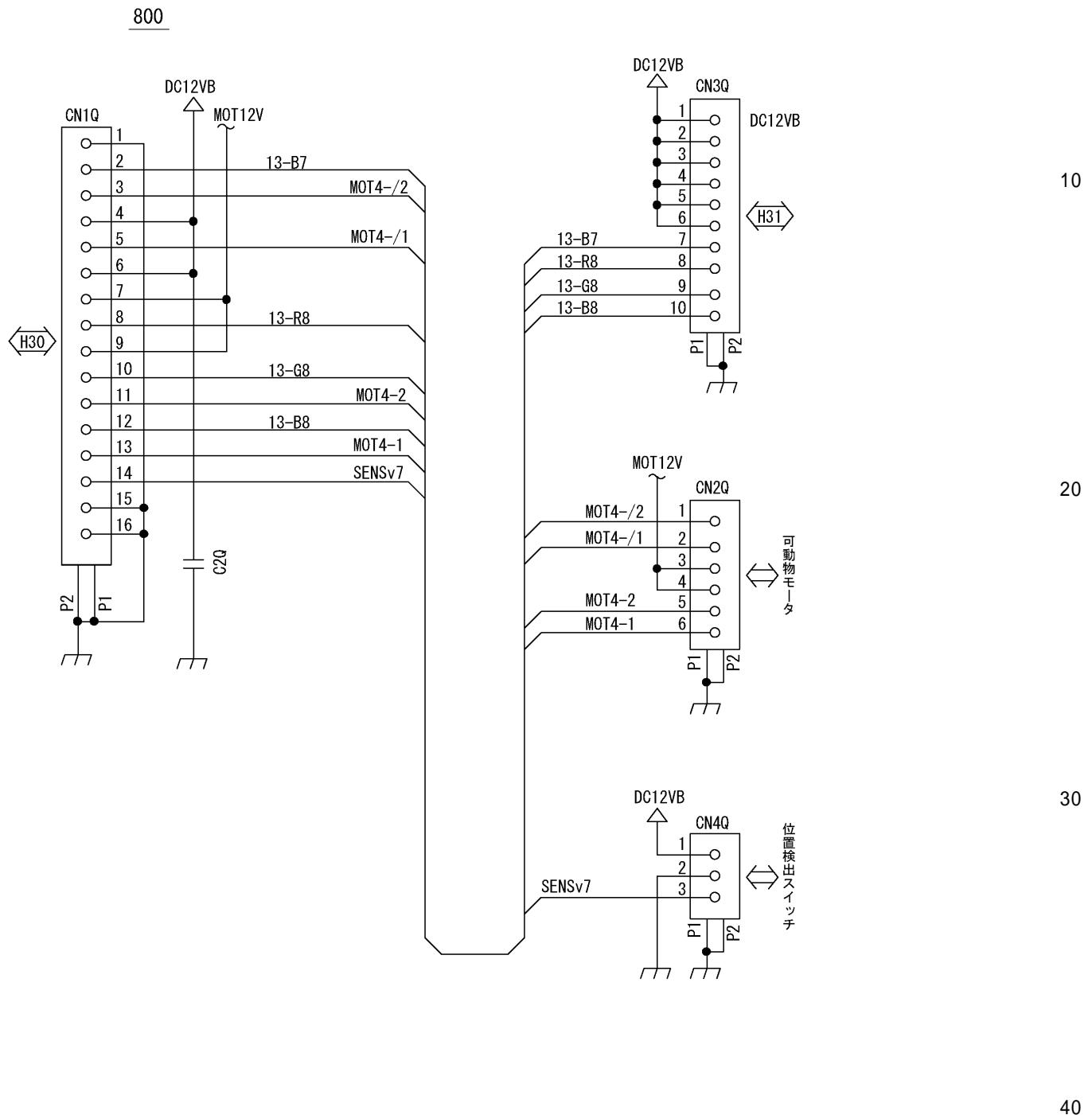
【補正対象項目名】図46

【補正方法】変更

【補正の内容】

50

【図4 6】



【手続補正2 4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図7 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 7 3】

